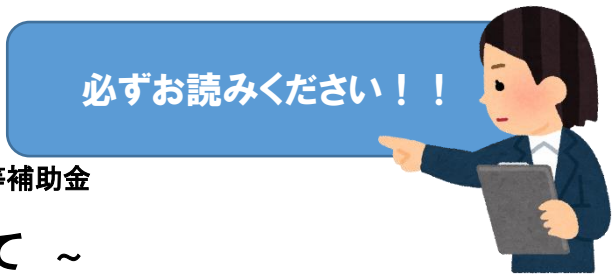

観音寺市民間賃借住宅借上げ料等補助金

～ 変更申請について ～

「 変更申請はどんな時にする？ 」

→補助対象期間中に次のようなことがあった際は、すみやかにふるさと活力創生課までご連絡ください。
変更申請の必要があります。

＜ 変更申請が必要な例 ＞

- 市内で別の賃貸に引っ越しをした。
- 家賃の金額が変わった。
- 市内で新居を構えて、住んでいる賃貸を退去した。
- 住宅手当の支給状況が変わった（新たに就職、転職など）。
- その他申請内容に係ることで何か変更があった。　　など

注意！

上記にあてはまる場合、変更申請をしていないと実績報告の受付ができません。すみやかに変更申請をしてください。（特に実績報告時期の１月中は受付が大変込み合います。）
適切に申請いただけなかった場合、補助金が交付できなくなる可能性もございますので、お早めに相談・申請をお願いいたします。

【お問い合わせ】
〒768-8601
観音寺市坂本町一丁目１番１号
観音寺市政策部ふるさと活力創生課　交流定住推進係
ＴＥＬ　２３－７８０３　ＦＡＸ　２３－３９２０
ＭＡＩＬ：furusato@city.kanonji.lg.jp